

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」への意見

私たちパルシステム山梨は、パルシステムグループの一員として「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念としています。産直を通じて消費と生産をつなぎ、互いが助け合い、資源循環と持続可能性のある社会づくりを追求しております。

消費者庁の「遺伝子組換え表示制度に係る食品表示基準の一部改正案」において、表示義務対象を拡大しないまま、「遺伝子組換えでない」表示の条件が「不検出」に厳格化されたことに強い懸念があります。

私たちは、遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを主原料として使用された食品は、原則として取り扱わないことを方針化し、一部の多国籍企業による種子独占に反対し、日本の種子と農業技術を大切にす運動を進めています。

また、消費者が選択できるようすべての遺伝子組換え作物・食品の表示義務化、トレーサビリティの保証を要請してきました。世界中にあふれる遺伝子組換え食品は、気づかぬうちに口にしているのが現状であり、消費者の知る権利・選ぶ権利を保障する遺伝子組換え表示制度を求め、以下要望します。

1. すべての食品を遺伝子組換え表示の対象としてください。

現在の表示制度では表示義務対象が限られているため、多くの食品が表示を免れており、消費者は気づかないうちに遺伝子組換え原料を使った食品を口にしています。消費者は食品の中身を知る権利があり、消費者庁はそのための制度をつくるのが使命であるはずですが、今回の改正案では、組換え DNA 等が残存する品目に表示対象を限定する現行維持となっていますが、DNA 等が残存しなくても IP ハンドリングの書類確認や原料農産物の検査等を組み合わせることで、表示の信頼性及び監視は確保できると考えます。

味噌・醤油等を含むすべての食品を対象に、遺伝子組換え原料を使用していれば「遺伝子組換え」と表示する、消費者にとって分かりやすい表示制度への改正を求めます。

2. 「遺伝子組換えでない」表示の条件を「不検出」にしないでください。

混入率の引き下げは、表示義務対象の拡大と一体で行うべきであり、厳格化だけが行われることにより「遺伝子組換えでない」食品が減少してしまつては本末転倒です。

消費者の声に応じて「遺伝子組換えでない」食品をつくるために、事業者は大変な労力とコストをかけて分別管理を行っています。そのような事業者にとって、厳格化は不分別商品との価格差が広がり、「遺伝子組換えでない」食品をつくらなくなる恐れがあります。これは消費者にとつても不利益が生じ、「遺伝子組換えでない」食品の市場縮小にもつながります。

また、改正案補足資料にある「分別生産流通管理済み」、「遺伝子組換えの混入を防ぐため分別」という表示は消費者にとって分かりにくく、現状の「遺伝子組換えでない」表示を変えるべきではありません。「遺伝子組換えでない」表示の条件を「不検出」ではなく、輸入原料の実態に合わせて混入率1%以下にするよう求めます。

以上